

2 申告所得税

2 申 告 所 得 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成13年1月1日から平成13年12月31までの間の所得について、平成14年3月31までに確定申告、修正申告又は更正・決定などにより申告納税額が計算された者（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。
したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があつても確定申告などを要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

(注) 「事業所得者」とは、①事業所得だけを有する者及び②事業所得と事業以外の各種の所得を有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

2 統計表の収録一覧

統 計 表	分類方法	調査項目				調査方法
		人員	所得金額	申納税額	軽減免除額	
2-1 課税状況 (1) 申告及び処理の状況 (2) 既往年分の課税状況 (3) 免除状況 (4) 税務署別課税状況	申告及び処理の区分	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○	○	全数調査 " " "
2-2 所得階級別人員 (1) 所得者別人員 (2) 所得者別人員の累年比較 (3) 青色申告者 (4) 税務署別人員		○ ○ ○ ○				全数調査 " " "
2-3 所得種類別人員、所得金額、申告納税額 (1) 所得種類別内訳 (2) 業種別内訳 (3) 所得種類別人員、所得金額の累年比較 (4) 県別人員、所得金額、申告納税額	所得の種類	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	全数調査 " " "

3 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

区分	所得者			
	独身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人
平成3年	千円 1,075	千円 1,928	千円 2,484	千円 3,198
4	1,075	1,928	2,484	3,198
5	1,075	1,928	2,484	3,277
6	1,075	1,928	2,484	3,277
7	1,107	2,095	2,698	3,539
8	1,107	2,095	2,698	3,539
9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,107	2,095	2,857	3,821
13	1,144	2,200	2,833	3,842

資料：財務省主税局調

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

4 申告所得税の一般的な税率等（平成13年分）

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10 %	0円
900 "	20 %	330,000円
1,800 "	30 %	1,230,000円
1,800万円以上の場合	37 %	2,490,000円

2 申告所得税

5 申告所得税の主な諸控除（平成13年分）

(1) 所得控除

イ 基 础	控 除	380,000円
口 配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円
	老人控除対象配偶者（70才以上）	480,000円
	同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
ハ 扶養控除	老人扶養親族	830,000円
	一般の扶養親族	380,000円
	特定扶養親族（16才以上23才未満）	630,000円
	老人扶養親族	480,000円
	同居老親等以外の者	580,000円
	同居特別障害者である扶養親族	730,000円
二 障害者控除	老人扶養親族	980,000円
	同居老親等	830,000円
三 老年者控除	同居老親等	930,000円
	一般の障害者	270,000円
特 别 障 害 者	400,000円	
ホ 老 年 者 控 除	500,000円	
ヘ 寡 婦 控 除	一般の寡婦	270,000円
ト 寡 夫 控 除	特 定 の 寡 婦	350,000円
チ 勤 労 学 生 控 除	ト 寡 夫 控 除	270,000円
リ 雑 損 控 除	リ 雑 損 控 除	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額（A）を基として計算した、次の①と②とのいずれか多い方の金額①Aの金額－（総所得金額等の合計額×10%）②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円
ヌ 医療費控除	ヌ 医療費控除	「支払った医療費－保険金などで補てんされる金額」から100,000円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額（最高200万円）
ル 社会保険料控除	ル 社会保険料控除	支払った社会保険料の全額
ヲ 小規模企業共済等掛金控除	ヲ 小規模企業共済等掛金控除	第1種共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額（平成13年10月1日以後は、確定拠出年金法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金も小規模企業共済掛金として取り扱われる）
ワ 生命保険料控除	ワ 生命保険料控除	支払った生命保険料の次の区分に応じた金額（i）一般の生命保険料 支払保険料の金額に応じて次の区分の金額 A 25,000円以下の場合 全額 B 25,000円を超える場合 支払保険料×1/2+12,500円 C 50,000円を超える場合 支払保険料×1/4+25,000円（最高5万円）
（ii）個人年金保険料 (i)の計算に同じ (ii)と(i)がある場合 (i)と(ii)の合計	（ii）個人年金保険料 (i)の計算に同じ (ii)と(i)がある場合 (i)と(ii)の合計	
カ 損害保険料控除	カ 損害保険料控除	支払った損害保険料の次の区分に応じた金額（i）長期契約のみの場合（最高15,000円） 10,000円まで全額 10,000円超は、支払金額の1/2と5,000円の合計 (ii) 短期契約のみの場合（最高3,000円） 2,000円まで全額 2,000円超は、支払金額の1/2と1,000円の合計 (iii) (i)と(ii)がある場合 (i)と(ii)の合計で最高15,000円まで
ヨ 寄付金控除	ヨ 寄付金控除	特定寄付金の額（総所得金額等の25%が限度）のうち、10,000円を超える部分の金額
タ 配偶者特別控除	タ 配偶者特別控除	（i）控除対象配偶者に当たる場合 合計所得金額が5万円未満のとき………38万円 合計所得金額が5万円以上のとき ………38万円－合計所得金額 (合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円) （ii）控除対象配偶者に当たらない場合 合計所得金額が40万円未満のとき………38万円 合計所得金額が40万円以上のとき ………38万円－（合計所得金額－38万円） (合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円) （未満の端数は切捨て）
（2）税額控除	イ 配 当 控 除	（i）課税総所得金額が1千万円以下の場合………次の①と②の合計額 ① 利益の配当、剩余金の分配、特定投資信託の収益の分配（オープン型の証券投資信託の収益の分配の内、元本の払戻し相当部分を除く。）又は特定目的投資信託の収益の分配（以下「利益の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10% ② 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については2.5%） （ii）課税所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得金額を控除した金額が1千万円以下の場合………次の③から⑥の合計額 ③ 利益の配当等に係る配当所得の金額×10% ④ （証券投資信託の収益の分配に係る配当所得－一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得）×5%

- ⑤ 〔一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額－（課税総所得金額－1千万円）〕×1.25%+〔一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち左記以外の金額〕×2.5%
 ⑥ 課税総所得から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額が1千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。）………次の⑦から⑩の合計額
 ⑦ 収益の配当等に係る配当所得×10%
 ⑧ 〔（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額－一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額－（1千万円+一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額））〕×2.5%+〔（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額－一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額）〕×5%
 ⑨ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%
 ⑩ 上記①から④以外の場合………次の⑦と⑧の合計額
 ⑪ 〔利益の配当等に係る配当所得の金額－（課税総所得金額－（1千万円+証券投資信託に係る収益の分配に係る配当所得の金額））〕×5%+〔（利益の配当等に係る配当所得の金額のうち、左記以外の金額）〕×10%
 ⑫ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については1.25%）

口 外国税額控除………当該税額

ハ 住宅借入金（取得）等特別控除………次表のとおり

住宅を居住の用に供した日の区分	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	控除期間
平成8年1月1日から平成8年12月31までの間に居住の用に供した場合	(居住の用に供した年と翌年の2年間) 〔その年12月31日現在の借入金等の残高1,000万円以下の部分の金額〕×1.5%+〔その年12月31日現在の借入金等の残高1,000万円超2,000万円以下の部分の金額〕×1%+〔その年12月31日現在の借入金等の残高2,000万円超3,000万円以下の部分の金額〕×0.5% (最高30万円)		
平成9年1月1日から平成10年12月31までの間に居住の用に供した場合	(3年目～6年目まで) 〔その年12月31日現在の借入金等の残高2,000万円以下の部分の金額〕×1%+〔その年12月31日現在の借入金等の残高2,000万円超3,000万円以下の部分の金額〕×0.5% (最高25万円)	3,000万円以下(平成8年及び9年中に居住の用に供した場合は2,000万円以下)	6年
平成11年1月1日から平成13年6月30までの間に居住の用に供した場合	(居住の用に供した年から3年間) 〔その年12月31日現在の借入金等の残高1,000万円以下の部分の金額〕×2%+〔その年12月31日現在の借入金等の残高1,000万円超2,000万円以下の部分の金額〕×1%+〔その年12月31日現在の借入金等の残高2,000万円超3,000万円以下の部分の金額〕×0.5% (最高35万円)		
平成13年7月1日から平成15年12月31までの間に居住の用に供した場合	(居住の用に供した年から6年間) 〔その年12月31日現在の借入金等の残高5,000万円以下の部分の金額〕×1% (最高50万円) (7年目から11年目まで) 〔その年12月31日現在の借入金等の残高5,000万円以下の部分の金額〕×0.75% (最高375,000円) (12年目から15年目まで) 〔その年12月31日現在の借入金等の残高5,000万円以下の部分の金額〕×0.5% (最高25万円)	3,000万円以下	15年
（注）控除額は100円未満の端数切捨て。			10年

二 政党等寄付金特別控除

- (1) 〔（その年中に支出した政党等にに対する寄付金の額の合計額）×1万円－「特定寄付金額の25%相当額が限度」〕×30%
 ((i) 〔〔その年の総所得金額等の〔支出額〕〕×〔赤字のときは0〕〕×〔額の25%相当額が限度〕×30%
 (ii) 〔〔その年の所得税の額〕×〔25%〕〕×〔100円未満切捨て〕
 (3) 定率減税
 所得控除、税率及び税額控除を適用して算出した所得税の額の20%相当額（最高25万円）を控除